

## 清菱会 行動計画 (第一期)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため

1. 計画期間 平成30年10月17日～平成32年3月31日

### 2. 内容

#### <目標1>

- ・年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

#### <対策>

- 平成30年10月17日 ・年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年12月1日 ・年始年末休暇を連続して取得できる体制を作る
- 平成30年12月1日 ・年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る

#### <目標2>

- ・年次有給休暇の取得率を50%とする。

(式) 全取得日数／全付与日数(繰越日数を含まない) ×100 (%)

#### <対策>

- 平成30年10月17日 ・年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年12月1日 ・年始年末休暇を連続して取得できる体制を作る
- 平成30年12月1日 ・年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る

#### <目標3>

●育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置を実施する。

- ・従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。
- ・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ・子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度の利用を促進する。
- ・育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。

#### <対策>

- 平成30年12月1日 ・従業員へのアンケート調査、問題点の洗い出し
- 平成30年12月1日 ・制度の拡充についての社内委員会での検討
- 平成30年12月1日 ・育児休業経験者との懇談会の設定
- 平成30年10月17日 ・制度内容等について社内広報誌などにより従業員に周知